

喬木村ゼロカーボン推進補助金のご案内

喬木村では、2050年ゼロカーボン化の実現を目指して、再生可能エネルギーの普及を推進しています。

補助対象設備

補助対象設備	補助率	上限
太陽光発電設備(R7 拡充)	4万円/kW	30万円
蓄電池(R7 拡充)	設置費用の1/3	30万円
太陽熱温水器(R7 拡充)	設置費用の1/3	15万円
EV・PHEV(R7 新設)	1万円/kWh	20万円

補助対象

・村内の建物等に設備を設置又は電気自動車を購入・借用した**個人・事業者**

補助条件

<共通>

- ・**令和7年度以降**(※)に設置・購入契約を結んでいること
- ・申請者に村税の滞納がないこと
- ・設備の設置にあたり、建築基準法その他関係法令の規定に違反していないこと

※太陽光発電設備・蓄電池・太陽熱温水器は、令和7年3月31日以前に設置契約を結んだものも対象となりますが、その場合の補助金額は従前の補助制度により算定されます。申請については事前にご相談ください。

<太陽光発電設備>

- ・全量売電を行う施設でないこと

<蓄電池>

- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業対象製品として登録されたものであること
- ・自己所有の太陽光発電設備で発電した電気を蓄電するものであること
(他者所有であっても、その者の同意がある場合を除く)

<EV・PHEV>

- ・未使用車であること
- ・クリーンエネルギー自動車(CEV)導入促進補助事業の対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録された電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること
- ・自動車検査証記録事項の使用の本拠が喬木村内であること
- ・カーリース契約による借用、もしくは残価設定型クレジット契約による購入の場合は、契約締結から交付申請時までの間に交付相当額以上のリース料もしくは返済金の支払いを終えた車両であること

※令和6年度以前に購入したものは、**補助対象になりません**

申請方法

- ・設備の設置(自動車の購入)後、必要な書類を揃えてご提出ください
必要な書類等は村HPから確認できます



お問い合わせ

喬木村建設環境課 環境林務係
TEL:0265-33-5127(直通)